未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL http://www.rikka.co.jp E-mail info@rikka.co.jp

「富士市土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例」はご存じですか?

次に該当する土地の埋立等には富士市長の許可が必要です。

- 1. 事業区域の面積が「500平方メートル以上」となるとき
- 2. 過去3年以内に同一事業区域で面積合計が「500平方メートル以上」となるとき
- 3. 土砂等の量が「500立方メートル以上」となるとき
- 4. 埋立て又は盛土を行った部分の高さが「1メートル以上」となるとき

許可申請には計量証明事業機関が実施した結果を添付した「土壌検査報告書」が必要です。

弊社は、「静岡県計量証明事業所(濃度に係る計量証明事業 第134-6号)」と「土壌汚染対策法指定調査機関(指定番号 環2003-1-761)」両方の認可を受けています。

土壌汚染対策法に基づく調査ならびに自主的な土壌汚染の調査も 承ります。下記担当者までお気軽にご連絡ください。

富士本社 環境分析部 加藤雅士・城所 亨

分析 2 課 入野一人

(土壌汚染調査技術管理者第603号)

営業部 望月久彰

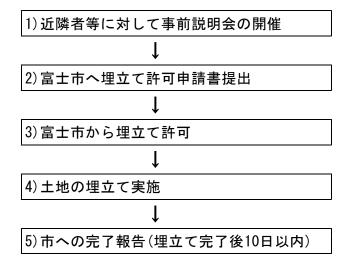
富士市本市場422の 1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例とは?

近年、農地などへの無秩序な盛土や富士山ろくでの土地の埋立て件数増加などが問題になっています。今までは県条例で規制をしていましたが、災害の防止や環境の保全を図るためには、それ以上の規制強化が必要でした。

そこで富士市では、土地の埋立て等に対して必要な規制を行うために本条例を制定し、 平成23年1月1日から施行されています。

2. 埋立て完了までの概略フロー



3. 土壌検査基準

「土壌の汚染に係る環境基準」で定められた方法で測定した結果を、「土壌報告書」と して許可申請書に添付する必要があります。

1) 採取方法

- ①土砂等の発生場所ごとに採取する。
- ②土砂等の発生場所の面積が3,000平方メートルごとに1箇所採取する。
- ③土砂等の発生場所の面積が3,000平方メートル以下の場合でも2箇所以上採取する。
- ④採取地点は、富士市との協議により定める。但し、シールド工法の場合は、掘削断面付近から採取する。

2) 検査基準および検査方法

検査基準は「土壌の汚染に係る環境基準について」第1の1に規定する環境基準(次 頁参照)、検査方法、環境省告示別表に規定する測定方法です。

3) 検査機関

検査機関は、計量法に規定する計量証明事業者。

《土壌汚染に係わる環境基準~抜粋~》

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1%につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐(パラチオン, メチルパラチオン, メチル ジメトン及びEPNに限る)	検液中に検出されないこと
鉛	検液1%につき0.01mg以下
六価クロム	検液1%につき0.05mg以下
砒素	検液1%につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る) においては土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1況につき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1%につき0.02mg以下
四塩化炭素	検液 1 況につき 0.002 mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1%につき0.004mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 況につき 0. 0 2 m g 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1%につき0.04mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1%につき1mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 況につき 0.006 mg以下
トリクロロエチレン	検液1%につき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1%につき0.01mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 況につき 0.002 mg以下
チウラム	検液 1 況につき 0.006 mg以下
シマジン	検液 1 況につき 0.003 mg以下
チオベンカルブ	検液 1 況につき 0. 0 2 mg以下
ベンゼン	検液 1 況につき 0. 0 1 mg以下
セレン	検液 1 況につき O. O 1 mg以下
ふっ素	検液 1 況につき 0.8 mg以下
ほう素	検液1%につき1mg以下

RIKKA TOPICS

異物分析のご案内

近年、各分野においてユーザーから材料や製品中の異物や汚れ防止対策が要求されてお ります。万が一、材料や製品中に異物や汚れが発見された場合には、早急にその原因および 対策を講じる必要があります。

弊社では、出来る限りお客様のご希望に応じられるような異物分析方法をご提案します。

お客様からのご依頼 観 察 試 料 加 工

分析・解析

お客様からの情報提供

- ①材料:製品情報
- ②異物の発生状況
- ③異物の材質・大きさ・色・形状
- ④材料・製品の生産条件、生産工程
- ⑤お客様が推測される原因
- ⑥その他お客様が気にかかることなど。

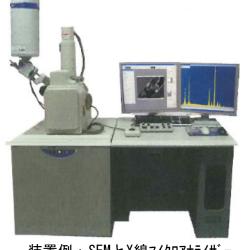
(お客様から頂きました情報は、分析・解析目的以外には使用 致しません。)

現物確認

試料状態に応じて、試料調製ならびに分析手法、お見積金額、 納期等をご提示します。

弊社または弊社協力会社にて試料加工および分析を実施しま

す。



装置例: SEMとX線マイクロアナライザ-

報 告 分析結果報告書提出

より詳細な分析をご希望のお客様には、改めてご提案させて 頂きます。

異物分析についてのお問い合わせは下記担当者まで 環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654